

日中サービス支援型グループホームの実施報告について

1 日中サービス支援型グループホームとは

(1) 概要

障害者の重度化や高齢化に対応するため、平成30年度（2018年度）の制度改正により創設された類型のグループホームです。

(2) 対象者

主な対象者は、重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用することができない障害者です。ただし、障害支援区分などによる利用の制限はございません。

(3) 支援の特色

24時間職員が常駐して日中も夜間も支援を行えることが特色です。

(4) 基準

日中サービス支援型グループホームの基準の大きな特徴は以下のとおりです。

- ユニットごとに常時（24時間）世話人又は生活支援員が勤務していること
- 1つの建物の入居定員は20名まで可能（通常の類型では10名が限度。）
- 同一敷地内に短期入所事業所（単独型又は併設型に限る。）を設置すること
- 協議会への報告義務があること

(5) 八王子市内の設置状況

令和5年(2023年)11月現在、八王子市内のグループホームは96件ありますが、そのほとんどが介護サービス包括型グループホームであり、日中サービス支援型グループホームはわずかに1件のみとなります。

2 協議会への付議について

日中サービス支援型グループホームを開設しようとするときは、条例に基づき八王子市障害者地域自立支援協議会に対し、運営方針や活動内容等を説明し、評価・助言等を受ける必要があります。

また、日中サービス支援型グループホームを運営する事業者は、地域に開かれたサービスにすることによりサービスの質の確保を図る観点から、協議会に定期的に(年1回以上)報告を行い、評価・助言等を受けることとされています。各事業所の日中サービス支援型グループホームの実施状況について報告するため、今後も定期的に付議させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【就労支援部会 2024年度開催予定】

《テーマ》

1. **定例会（年2回）** *オンライン開催
 ~地域の障害者雇用、就労支援の現状を把握し、課題等を考える
 - ・企業での雇用管理、障害への理解
 - ・教育の現場、学校卒業生の就労支援
 - ・働く当事者の職業生活、生活設計
 - ・福祉サービスの利用 など
2. **特別支援学校新規卒業生の就労継続支援B型事業所利用に係る移行支援事業所のアセスメントの実施**
 高等部3年生対象、実施調整。
3. **就労支援者連絡会（年4回）** *オンライン開催
 就労支援機関、医療機関、企業等の障害者雇用・就労支援関係者の連絡会（活動事例紹介等）
 異なる領域間のネットワークの形成や地域での育成の場を作る
5. **特別支援学校新規卒業生の支援移行調整**
 特別支援学校を新規に卒業して企業就労を開始する生徒の支援移行関係者の連絡会を開催
 連携関係の充実により、円滑な支援引継とその後の効果的な就労定着支援を目指す

1. 定例会

	日程	場所	内容
1	6月12日（水） 10:00~12:00	オンライン	1. 各機関の概況、意見交換【支援機関の支援状況、定着状況、地域の雇用状況等】 2. 雇用推進に向けて~求人情報・求職者情報の共有など 3. 法改正~超短時間雇用と就労系障害福祉サービスの併用について
2	10月16日（水） 10:00~12:00	オンライン	1. 地域課題について

2. 特別支援学校新規卒業生の就労継続支援B型事業所利用に係る移行支援事業所のアセスメントの実施

	日程	場所	内容
1			特別支援学校高等部在学学生（3年生）のアセスメント実施 *初回連絡会：5月29日（水）15:30~（仮）

3. 就労支援者連絡会

	日程	場所	内容
1	①7月10日（水） ②9月18日（水） ③11月20日（水） ④2月19日（水） 【時間】 ①15:00~17:00 ②~③15:30~17:00	オンライン	就労支援機関、医療機関等の就労支援者を対象とした研修会を企画、ネットワークの形成や地域での育成の場を作る。今年度は、内容を前半・後半に分ける。 【前半】①②：就労支援について ①就労移行支援・定着支援事業について（福祉サービス事業所） ②事例検討（就労・福祉・医療機関） 【後半】③④：企業との連携、定着支援について ③企業からの報告、企業側から見た定着支援（企業・就労・福祉・医療機関） ④事例紹介（企業・就労・福祉・医療機関） *世話人打合せ：4/24（水）15:00~

4. 特別支援学校新規卒業生の支援移行に係る連絡会

	日程	場所	内容
1	・8月~引継ぎ調整 ・9月：進路後援会（南） ・12月：保護者ガイダンス（八） ・3月：連絡会		特別支援学校を新規に卒業して企業就労を開始する生徒の支援移行について、卒後の課題や支援の在り方の共有、引継ぎの調整などを関係者間で行い、円滑な支援移行と定着支援を目指す。 *市内2か所の就労支援センター（タラント・ふらん）で受け入れ可能な態勢を調整

**令和6年度（2024年度） 八王子市障害者地域自立支援協議会
相談支援・地域移行部会 活動計画案**

1. 令和6年度の活動について

今期八王子市障害者計画の施策の柱1として「基幹相談支援センターを設置し、地域生活への移行と相談体制を強化する」と記載されたことから、基幹相談支援センター設置（整備）にむけ、地域生活支援拠点等及び八王子市障害者自立支援協議会（以下協議会）を含めた包括的な相談支援体制の整備をすすめる必要がある。

これらのことから、地域移行部会と八王子相談支援連絡会（以下連絡会）を統合し、「相談支援・地域移行部会（以下部会）」を設置し、相談支援及び地域移行を一体的に体制整備を進める。新たな部会の主な活動はこれまで連絡会で実施してきた事例検討会及び全体会（研修会）とする。事例検討会では、個別の課題から抽出した地域課題を整理し、部会へつなげ、その課題解決にむけた協議を行う。また、全体会では、地域における相談支援従事者等の相談支援の質の向上を図るため、情報共有の他、研修等を実施する。その他必要に応じてワーキング等を適宜設置する。これらの活動を通して相談支援事業及び他機関多職種がつながり、相互理解を深め、ネットワーク強化をすすめると同時に、相互につながり学びあい支えあう地域づくりをすすめる。

2. 相談支援・地域移行部会

部会では、相談支援連絡会の活動と旧地域移行部会の活動を統合し、部会活動等に関する情報共有とともに、全体会や事例検討会の企画運営に向けた検討及び部会活動から抽出した地域課題の整理及び解決にむけた協議を行う。

具体的には全体会や事例検討会の参加者を広げ、相談支援事業所の他医療等の分野で様々な人や機関と繋がり、相互理解の場を深め、ネットワーク強化をすすめる場を作るためのエンジン役として、企画運営等の実務を分担し、協議をすすめる。

また、事例検討会等から抽出した地域課題の整理をする仕組みを考え、抽出された地域課題の解決に向け、部会（専門部会）や全体会（本会）において協議を行う。部会創設の初年度は、主に相談支援事業所と医療等がつながり、相互理解を深める場の定着とともに、地域課題の抽出と整理まで仕組みづくりを重点的に行う。

	開催日程（予定）	時間	会場
第1回	令和6年5月13日（月）	14-17時	市役所
第2回	令和6年7月8日（月）	14-17時	市役所
第3回	令和6年9月13日（金）	14-17時	市役所
第4回	令和6年11月11日（月）	14-17時	市役所
第5回	令和7年1月10日（金）	14-17時	市役所
第6回	令和7年3月5日（水）	14-17時	市役所

※開催時間は変更の可能性あり

※他、必要に応じて開催。

3. 全体会

全体会は、これまで取り組んできた市内相談支援事業所の連携を深める連絡会の機能を維持しながら、相談支援のスキルアップを意識した研修を実施してきた。今後はこれまでの取り組みに加えて、八王子市特有の課題である地域移行について、医療、福祉、行政の連携と協働を実現させ具体的な課題解決を検討する機会としていく。

そのために各々の関係機関で取り組む現場の実践者が、だれもが地域でごくあたり前の生活をするための実現を自らの課題として共通認識を持つこと、専門的な価値・知識・技術を高める研修やネットワーク構築の機会であること、それらを日々の実践へ反映して八王子市全体の相談支援機能の強化を目指すことを目的に実施する。

	開催日程（予定）	時間	会場	テーマ
第1回	令和6年5月	15-17時	ZOOM	未定
第2回	令和6年8月	15-17時	ZOOM	未定
第3回	令和6年10月	15-17時	ZOOM	未定
第4回	令和7年3月13日	15-17時	市役所	未定

※開催日時は変更の可能性あり

4. 事例検討会

事例検討会については今年度も2か月ごとに実施予定。事例検討会の目的やグランドルール等、基本的な内容を周知した上で「本人の想いに近づく技術を磨く」をキーワードにして事例検討を行う。

事例検討は原則、野中式事例検討の手法を参考にして行う。（東京都相談支援従事者養成研修において使用及び徹底的な対象者理解の視点からスタートする事例検討会方式）

今年度からは八王子相談支援連絡会と地域移行支援部会との統合もあり、これまで八王子相談支援連絡会が実施してきた内容を部会員で共有し、共通認識を持ち事例検討会を進めていく予定。

なお、地域移行部会が担当する事例検討も予定している。様々な分野・内容の事例検討を行い、八王子における地域課題を抽出・把握し解決に繋げていくための知識を深めるだけでなく、仕組みづくりのきっかけとしたい。

（事例検討会の目的）

- ①障害者が希望する地域生活を実現し、障害者本人の意思を尊重する相談支援の質の向上
＝「本人の想いに近づく技術を磨く」をキーワードに、相談支援専門員及び地域、医療、施設等において相談支援に関わる者の支援の質の向上を目指す。
- ②事例検討会を通して、相談支援及び医療や関係機関等と繋がり、相談支援体制及びネットワークの強化を進める。
- ③地域課題を抽出し、地域課題解決へむけての仕組みづくりにつなげる。

	開催日	担当/事例	会場
第1回	令和6年5月16日（水）	相談連 / 知的分野	クリエイトホール
第2回	令和6年7月	相談連 / 未定	対面会議 (開催場所は未定)
第3回	令和6年9月	地域移行 / 未定	
第4回	令和6年11月	相談連 / 未定	
第5回	令和7年1月	地域移行 / 未定	

5. その他

1) 地域移行に関するワーキンググループ

令和5年度までの地域移行部会のワーキンググループ（地域移行推進会議）は精神科病院中心で事例などから課題を抽出してきたが、相談支援・地域移行部会初年度は、行政・保健・医療・福祉分野はじめ、高齢者分野・他障害分野なども対象に、多分野・多職種が会う機会・場作りを行うことで相互理解を進め、連携の強化を図っていく。（原則対面で複数回。開催日程等は未定）

また、ワーキンググループ内で、部会委員を中心に、プロジェクトチーム（コア会議）を設置し、地域移行部会で実施した病院調査の結果を精査・分析を進め、2年目以降の活動に結びつけていく。

2) 基幹相談支援センター準備会と連動した部会事務局（部会の準備や整理等）

3) その他必要に応じてワーキング等を設置する

6. 令和6年度相談支援地域移行部会委員

令和6年度開始時は、それぞれの部会・連絡会より委員を選出するが、統合し部会員がそれぞれ役割を担う。

旧地域移行部会

役割	氏名	所属先
事例検討・(ワーキンググループ)	萩原 道子	医療法人財団青溪会 駒木野病院
ワーキンググループ	古谷 圭吾	医療法人社団光生会 平川病院
全体会・ワーキンググループ	大西 保正	医療法人社団東京愛成会 高月病院
事例検討	和田 香	相談支援センター待夢
ワーキンググループ	竹沢 正光	ぴあらいふ
全体会・ワーキンググループ	砂金 誠	地域生活支援センターあくせす
オブザーバー	八町 真理子	わかくさ福祉会

*ML 管理については4月中に担当者を決める

旧相談支援連絡会

役割	氏名	所属先
相談支援・地域移行部会部会長	中島 美穂子	マインドはちおうじ相談支援センター
地域継続支援部会会長/事務局	塚田 芳昭	障害者相談支援センターぴあらいふ
相談連	青山 秀美	障害者（児）の夢を実現させる相談支援
全体会担当	小川 愛子	ウェーブフォーネット相談室
相談連	高野 悟史	こまぎの相談支援センター
相談連	福川 祥平	相談支援事業所 桜草
事例検	吉田 剛	PASTEL
地域生活支援拠点等	沢田 哲也	まちぼの相談室
強度行動障害コーディネーター		
相談連・メーリングリスト/名簿管理	吉田 剛	PASTEL

*再掲

以上

八王子市障害者地域自立支援協議会
令和6年度権利擁護推進部会事業計画案

①定例会の開催

開催日時：①4月10日（水）、②5月29日（水）、③6月26日（水）、④7月24日（水）、⑤8月28日（水）、⑥9月11日（水）、⑦10月2日（水）、⑧11月13日（水）、⑨12月11日（水）、⑩1月22日（水）、⑪2月12日（水）、⑫3月12日（水）、時間は10-12時

開催場所：八王子市役所 議会棟 第6委員会室

②障害者虐待防止研修：八王子市内の福祉事業所向けの虐待防止に関する研修

開催方法；オンライン（動画配信を含む）または対面（グループワーク形式）

開催場所；対面の場合は八王子市役所本庁舎 801・802

開催回数：1～2回

対象人数：約50名/回

開催日時：令和6年8月16（金）または19日（月）、11月25日（月）の夜間

※前年度に実施された講義形式の動画を限定公開の予定（今後、基礎的知識の習得を目的とする動画を作成して公開を予定）

③障害者サポーター養成講座：八王子市民向けの障害者への合理的配慮・サポートに関する講座、今後のファシリテーター養成に向けた準備

開催方法：対面（グループワーク形式）

開催場所：八王子市役所本庁舎

※今年度は八王子市内の障害者団体との共催などにより、本庁舎以外の場所（高尾や南大沢周辺）で、夜間以外での開催も予定、ファシリテーター養成も検討していく。

開催回数：2～3回

開催日時（会議室予約）：①令和6年5月31日（金）、②8月30日（金）、③令和7年2月27日（木）または28日（金）

対象人数：20名/回

④差別禁止条例周知イベント（いちよう祭り）：障害者差別禁止条例の周知、障害理解の促進

開催内容：手話教室、点字体験、クイズなどのブース出展、ステージ発表

開催日時：令和6年11月16（土）、17日（日）

開催場所：いちよう祭り会場（陵南公園）

開催回数：1回（2日間）

⑤八王子市役所職員研修（障害理解）：八王子市役所職員向けの障害者への適切な対応方法に関する研修

開催方法：オンライン（動画配信を含む）または対面

開催場所：対面の場合は八王子市役所

開催回数：1回

⑥条例ガイドブック活用周知（小学校向け）

実施内容：教育委員会・小学校への活用の呼びかけ、アンケート調査表の検討、作成

令和6年度 子ども部会 活動計画(案)

年2回の全体会を開催し、3つのワーキングチームに分かれて活動を行います。

1. 子ども部会(全体会)を開催します。

- ①委員所属団体の概況、意見交換を行います。
- ②各ワーキングチームの活動報告と課題の共有を行います。

2. 医療的ケア児ワーキングチームの活動

- ①年2回、会議を開催します。
- ②医療的ケア児保護者のニーズの共有をします。
- ③医療的ケア児ガイドブック(八王子市版)作成について検討します。
- ④医療的ケア児・重症心身障害児者が利用している社会資源について、昨年度に作成したリストをもとに情報の更新作業を行います。
- ⑤八王子市における医療的ケア児の実態調査、ニーズ調査の結果報告、意見交換を行います。

3. 児童発達支援・放課後等デイワーキングチームの活動

- ①年4回、会議を開催します。
- ②事業所訪問、事業所見学会の活動を継続し、顔が見える関係づくりを促進します。

4. 発達障害児ワーキングの活動

- ①年2回、会議を開催します。
- ②地域における発達障害児者等の支援体制を分析・点検するための地域評価ツール『Q-SACCS』の活用について、検討します。

5. 子ども部会、各ワーキングチームの活動日程等は以下の通りです。

子ども部会(全体)	日程	場所
	令和6年5月9日(木)	第6委員会室
	令和7年2月27日(木)	第6委員会室
医療的ケア児ワーキング	日程	場所
	令和6年6月6日(木)	第6委員会室
	令和6年11月7日(木)	第6委員会室
発達障害児ワーキング	日程	場所
	令和6年7月18日(木)	第6委員会室
	令和6年10月3日(木)	第6委員会室
児童発達支援・放課後等 デイサービスワーキング	日程	場所
	令和6年5月30日(木)	第6委員会室
	令和6年9月12日(木)	第6委員会室
	令和6年11月28日(木)	第6委員会室
	令和7年2月6日(木)	第6委員会室

・各日、時間は10時～12時を予定しています。

・ワーキングチームの会議日時は、上記以外の日程であっても必要時、随時活動するものとし、それについては、ワーキングチーム内で検討することとします。

地域継続支援部会計画

委託・拠点事業者連絡部会計画

1. 地域継続支援部 令和6年度計画

① 全体会の開催（年2回）

第一回全体会 5月13日(水)13:00-17:00 801.802会議室

各連絡会の今年度活動と共通課題への取り組み

- ・グループホーム連絡会
- ・日中活動支援事業所連絡会
- ・委託・拠点事業所連絡会

第二回全体会 2月25日(火)9:00-12:00 第6委員会室

各連絡会での情報共有と共通課題の取りまとめ

- ・グループホーム連絡会
- ・日中活動支援事業所連絡会
- ・委託・拠点事業所連絡会

② 仮；地域課題の抽出と協議の場に関する検討会（未定）

2. 委託・拠点事業者連絡部 令和6年度計画

① 定例会の実施 隔月開催 4, 6, 8, 10, 12, 2月開催

- ・差別虐待事例情報共有、拠点継続事例協議等
- ・各会議体報告 【相談支援・地域移行部会、権利擁護部会、地域継続支援部会、権利擁護に関する調整委員会、重層的相談支援、にも包括支援】
- ・拠点事業報告会 2025年2月開催予定

② 拠点支援員会議の実施 隔月開催 5, 7, 9, 11, 1, 3月開催

- ・事例検討、課題整理と展開、研修等

③ 拠点コーディネーター連携会議 隔月開催 4, 6, 8, 10, 12, 2月開催

- ・強度行動障害者支援者支援、相談支援人材育成、包括的相談支援体制の整備(緊急モデル検討、拠点協力事業)
- ・各研修等の実施準備

④ 医療的ケア者支援についての取り組み

- ・非常用バッテリーの貸し出しと周知

⑤ ピアサポート活動の実施

- ・精神科病院病棟、デイサービス訪問、ピアサポーターMTの定期開催

⑥ 拠点事業個別支援会議（適宜）

地域相談の総合的な支援体制の 確立に向けて(案)

※令和6年度八王子市障害者地域自立支援協議会第1回全体会
会議資料(令和6年4月24日時点・検討段階の資料)

基幹相談支援センター 設立に向けて(案)

※基幹相談支援センターは、地域相談の総合的な支援体制を確立するための方策の一つです。体制については今後自立支援協議会等と調整の上、進めていきます。

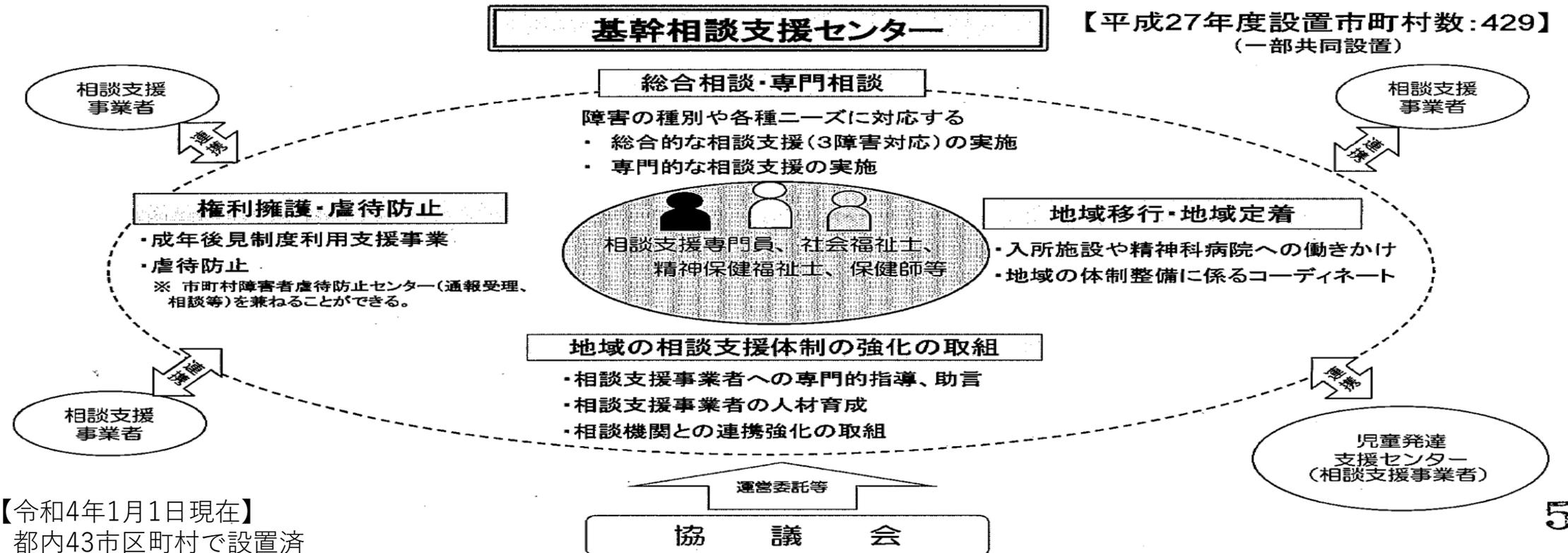
1. 基幹相談支援センターとは

基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



【令和4年1月1日現在】
都内43市区町村で設置済

2. 基幹相談支援センターに対する国の動向

地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備

令和4年障害者総合支援法等の一部改正による見直し

現状・課題

- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的にを行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は半数程度にとどまっている。
- 障害者の高齢化・高齢化や孤立化を背景に、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約5割の市町村での整備に留まっている。 ※令和3年4月時点動向状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点等:1921市町村(53%)、基幹相談支援センター:873市町村(50%)
- 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、障害者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多様化しており、対応に困難を抱えている事例もある。 ※自殺、ひきこもり、虐待等

見直し内容

- 基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務を定める。
- 地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を定める。
- 地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することや関係機関を支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を定める。
- 市町村等が推進する精神保健に関する施策等について、精神保健等のほか精神保健に課題を抱える者(※)も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状況に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明記する。また、精神保健相談士の確保として、精神保健に課題を抱える事例に対する精神保健に関する相談業務を追加する。 ※ 具体的には厚生労働省令で定める予定。

本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ

市町村(①～③の整備・設置主体)

設置を努力義務化

①基幹相談支援センター
(地域の相談支援の中核機関)

協議会との連携の強化

主任相談支援専門員等

協議会
専門相談

守秘義務を設ける

③協議会(個別事例を通じた地域課題の共有、地域の支援体制の整備に向けた協議の場)

都道府県(管内市町村における整備や機能の充実にに向けた広域的な支援)

3

・地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務を設ける。

・地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務を設ける。

・地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に関する政省令事項について」より抜粋

3.全国基幹相談支援センター設置状況

実施状況	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
実施市町村数	156	314	367	429
実施率	9%	18%	21%	25%

実施状況	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
実施市町村	473	518	650	687	778
実施率	27%	30%	37%	39%	45%

※いずれの年も4月時点の数値（令和2年に関しては速報値）

※45%（778市町村・946か所）が設置しており、委託により設置している基幹相談支援センターは79%

※基幹相談支援センターの設置場所は、市町村役所が24%（226か所）、公共施設が26%

4.重層的な相談支援体制イメージ

重層的な相談支援体制

<第3層>

c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手→基幹相談支援センター、地域(自立支援)協議会

<第2層>

b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手→市町村相談支援事業

<第1層>

a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
- サービス利用支援
- 継続サービス利用支援

主な担い手→指定特定相談支援事業

5.相談支援体制の概略

現行の相談支援体制の概略

相談支援事業名等	配置メンバー	業務内容	実施状況等
基幹相談支援センター	定めなし(地活要綱例示) 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合的・専門的な相談の実施 ● 地域の相談支援体制強化の取組 ● 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成 ● 地域の相談機関との連携強化 ● 地域移行・地域定着の促進の取組 ● 権利擁護・虐待の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1,741市町村中 156市町村(H25.4)9% 367市町村(H26.4)21% 429市町村(H27.4)25% →309カ所(H27.4)
障害者相談支援事業 実施主体:市町村→指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者への委託可	定めなし	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ● 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導) ● 社会生活力を高めるための支援 ● ピアカウンセリング ● 権利擁護のために必要な援助 ● 専門機関の紹介 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全部又は一部を委託1,554市町村(89%) ■ 単独市町村で実施55% ※H27.4時点
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員(業務に支障なければ兼務可)、管理者	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本相談支援 ● 計画相談支援等 ・サービス利用支援、 ・継続サービス利用支援 ※特定事業所加算を受けている場合は24時間対応及び困難事例にも対応する場合あり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2,851ヶ所(H24.4)5,676人 5,942ヶ所(H26.4) 7,927ヶ所(H27.4)15,575人 ※障害者相談支援事業受託事業所数 1,952ヶ所(25%)
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支援従事者(兼務可)、うち1以上は相談支援専門員、管理者	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本相談支援 ● 地域相談支援等 ・地域移行支援 ・地域定着支援 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2,887ヶ所(H26.4) 3,299ヶ所(H27.4)

6.八王子市の現在の相談支援体制

〈第3層〉
地域における相談支援体制の
整備や社会資源の開発など

無し

・「障害者福祉課」と位置付けているが、実態として基幹相談支援センター機能を有していない。

〈第2層〉
障害福祉サービスの利用を
したい人や既存の福祉サービス
で対応が困難な人の相談

委託相談

・福祉サービスを利用したい場合、全般的な相談を受ける
・相談者の状況に応じ、拠点事業もしくは特定相談へ繋げていく

拠点事業

・既存のサービスでは対応ができない、既存のサービスを入れるまでに時間を要すが、支援の必要な者に対して、緊急的な対応する
・既存の拠点事業と同様に、委託相談事業所が拠点事業としての機能を持つが、協力事業所と連携を取り、コーディネーター色を濃くする

〈第1層〉
計画相談や地域移行支援、地
域定着支援等の個別給付

特定・一般相談

・既存サービスで対応ができる場合、各種サービスのコーディネートをする

7.これまでの支援体制の課題

- サービス事業所がケース対応に困った際に相談する先がない
- 各事業所毎の空き情報の集約が困難
- 地域資源の把握が困難
- 市域が広いことで、地域資源に格差がある
- サービスを利用したい人がどこに相談をすればいいのかわからない
(相談機関が役割毎に多様化している)
- 日中活動や計画相談事業所など事業ごとに横のつながり(会議体)はあるが、それぞれが独立している
- 他の行政機関も含めた障害者支援の情報集約が困難

8.地域生活支援拠点事業での強化

令和4年度より、基幹相談支援センターの構築に向けて、地域生活支援拠点事業を強化。

各種コーディネーターを配置し、支援者の支援にあたることにより、相談支援力の強化を図った。

9.地域生活支援拠点事業強化で顕在化した課題

地域生活支援拠点事業の強化により、相談支援力を高めるためのコーディネーターの有効性が実証された。

しかしながら、地域の相談支援体制の強化を図るには、

- ・各種相談部門
- ・相談サービス以外の部門
- ・高齢・児童・医療等の部門

との連携・調整や支援者へのスーパーバイズ、支援を円滑に進めるための情報共有等が必要となる。

そのため、基幹相談支援センターの設置が必要となる。

10.八王子市の目指す相談支援体制

〈第3層〉

地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

基幹相談支援センター※障害者福祉課と一部機能を委託

- ・次ページの五つを柱を達成するための支援体制構築の中核
- ・その他基幹相談支援センターとしての機能を担う

〈第2層〉

障害福祉サービスの利用をしたい人や既存の福祉サービスで対応が困難な人の相談

委託相談

- ・福祉サービスを利用したい場合、全般的な相談を受ける
- ・相談者の状況に応じ、拠点事業もしくは特定相談へ繋げていく

拠点事業

- ・既存のサービスでは対応ができない、既存のサービスを入れるまでに時間を要すが、支援の必要な者に対して、緊急的な対応する
- ・既存の拠点事業と同様に、委託相談事業所が拠点事業としての機能を持つが、協力事業所と連携を取り、コーディネーター色を濃くする

〈第1層〉

計画相談や地域移行支援、地域定着支援等の個別給付

特定相談

- ・既存サービスで対応ができる場合、各種サービスのコーディネートをする

基幹相談支援センターの五つの柱

市全体としての相談支援の方向性がある

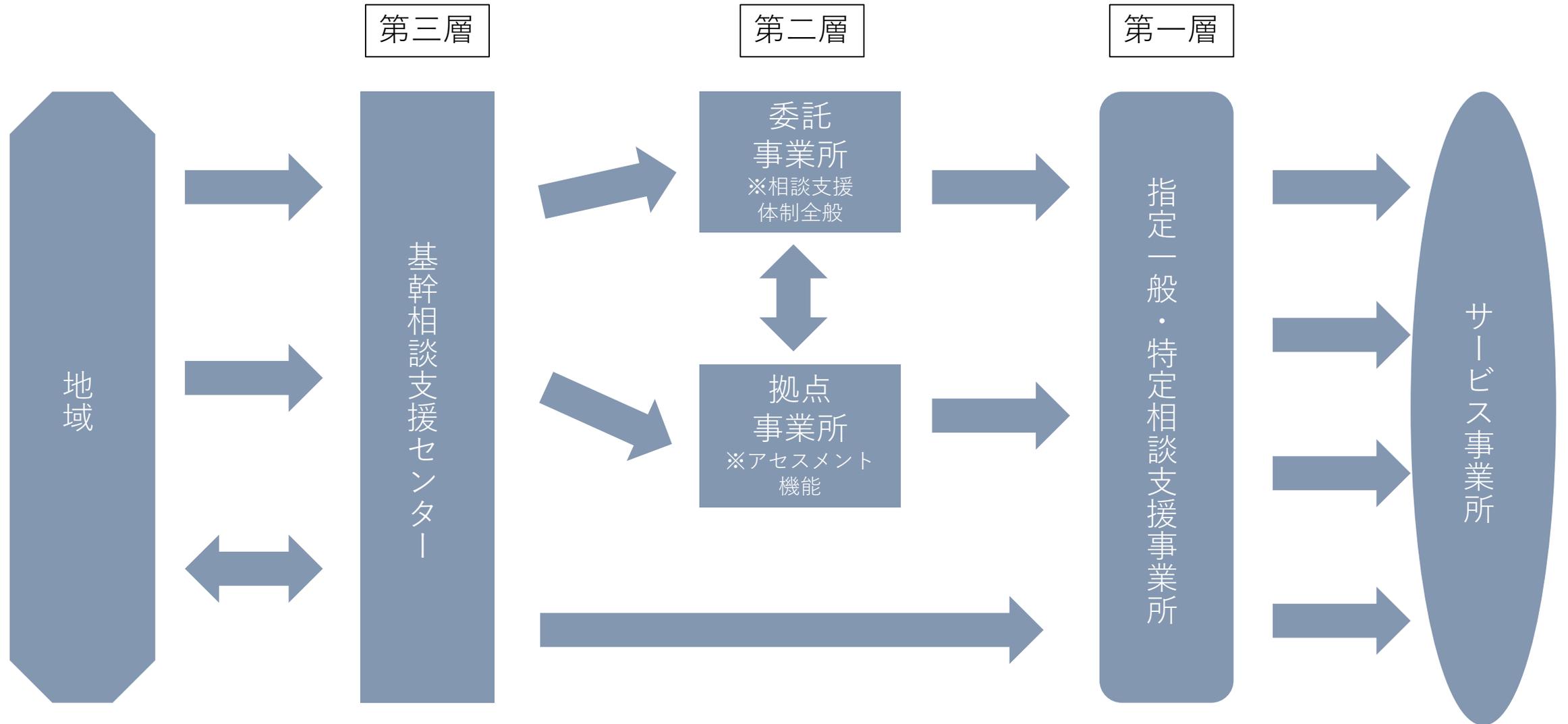
各事業所の相談員がスキルアップし、支援力の持続性を保つ

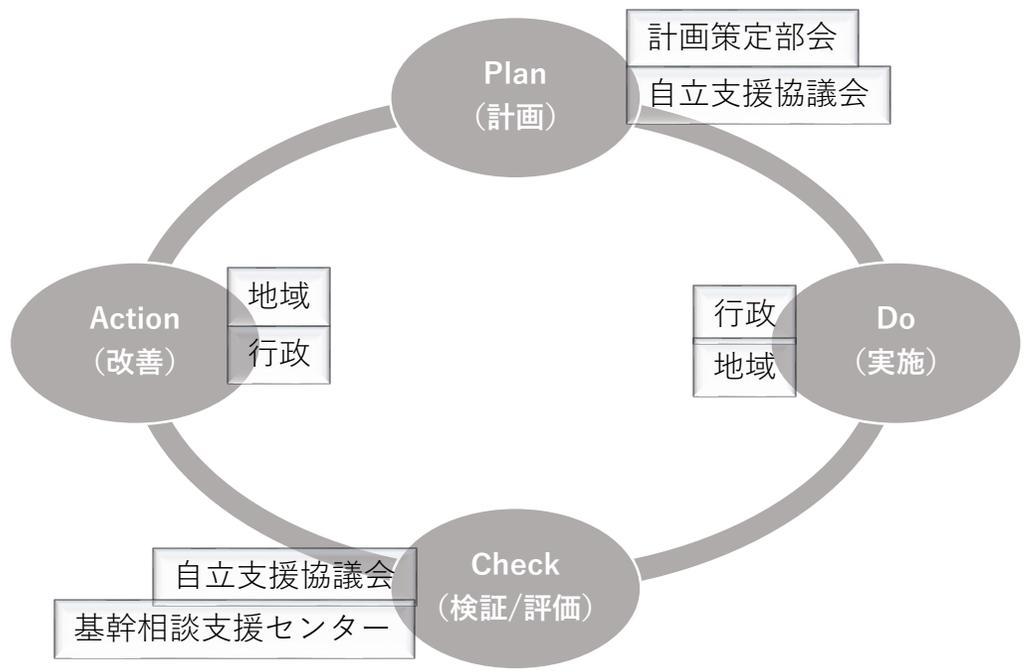
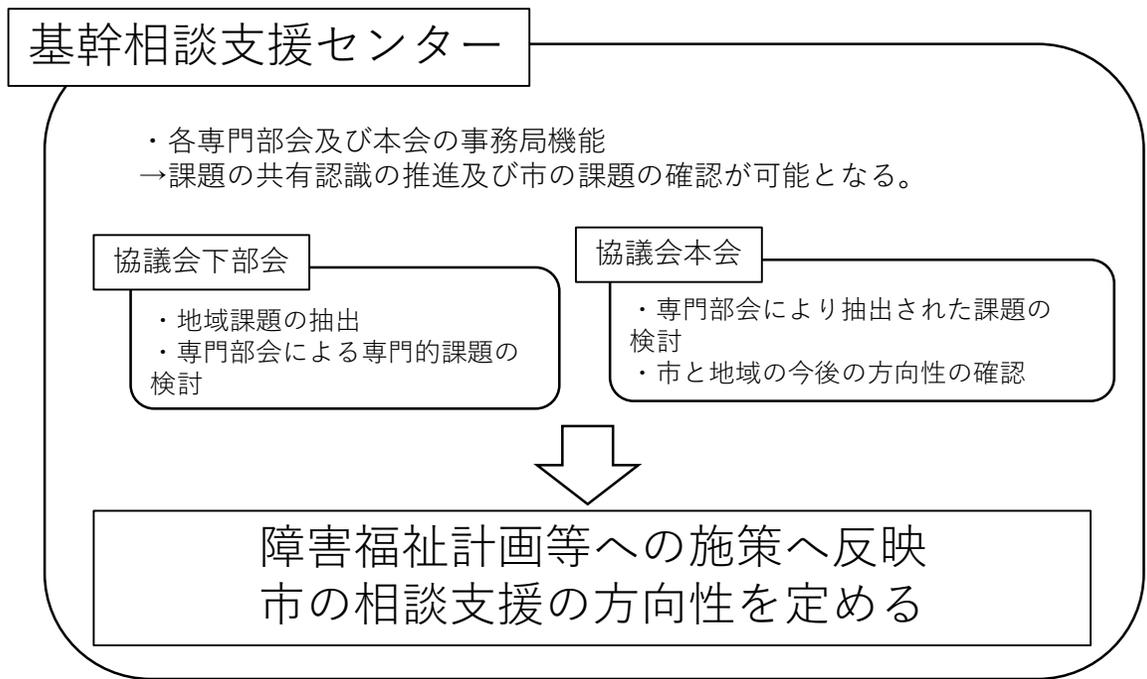
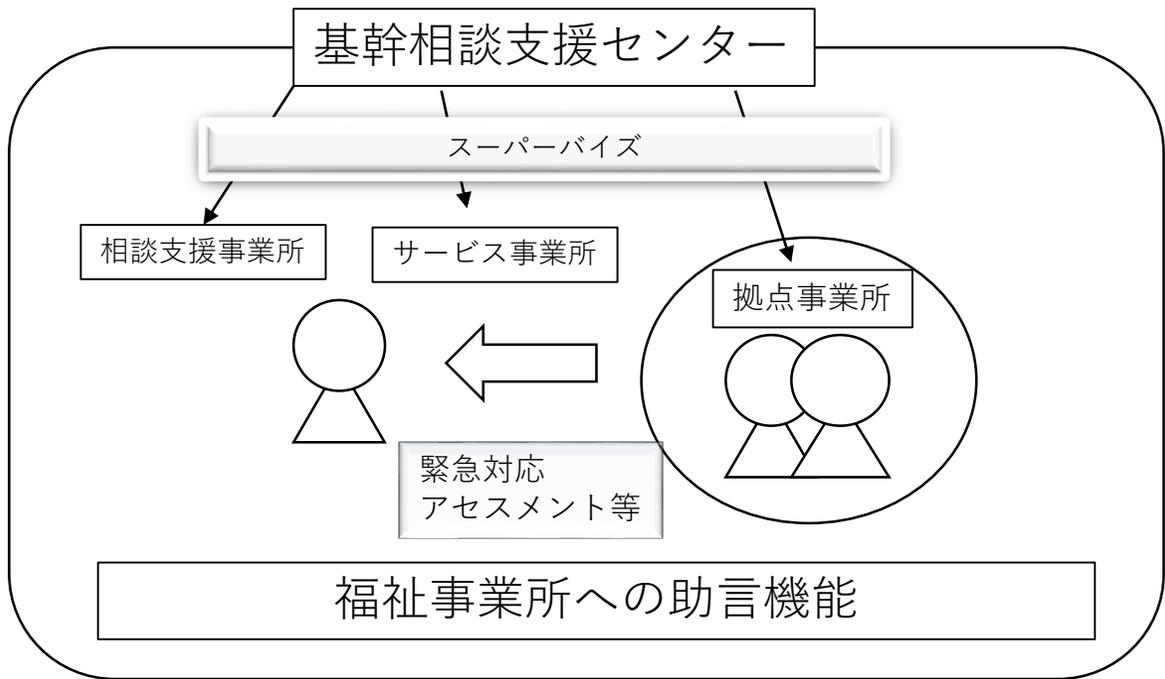
各事業所に助言や指導を行う機能がある

障害福祉事業所との連携力強化

各事業所が継続して支援ができるようコンサルタントする

11.障害分野における相談イメージ図(案)





12. 基幹相談支援センターの担う機能

【総合的・専門的な相談の実施】

- ・相談者の相談及び適正な相談先の斡旋・調整、サービス事業所（支援者）の相談先としての機能

【地域の相談支援体制強化】

- ・支援者への研修
- ・支援に有効な情報
- ・各部門に横のつながりを生み出す

【地域移行・地域定着の促進取組】

- ・相談支援力や連携体制が強化され、住み慣れた地域で安心した生活を送ることができる

【権利擁護・虐待の防止】

- ・権利擁護の普及・啓発、虐待対応については、市と連携して行う

13.八王子市型基幹相談支援センターによって

- これまでの取り組みの結果、〈第2層〉が果たす機能により、市民からの相談機能は充実しているが、全体的なコーディネートをする機関がない。そのため、司令塔となる機関を作る必要がある。
→既存の体制を最大限活かすため〈第1層〉〈第2層〉が新規相談を受け入れやすくするため、スーパーバイズ機能やコンサルタント機能を担い、指令塔の機能を中心とする。

最小限の人数で、既存資源をフル活用するための司令塔機能が新しく必要

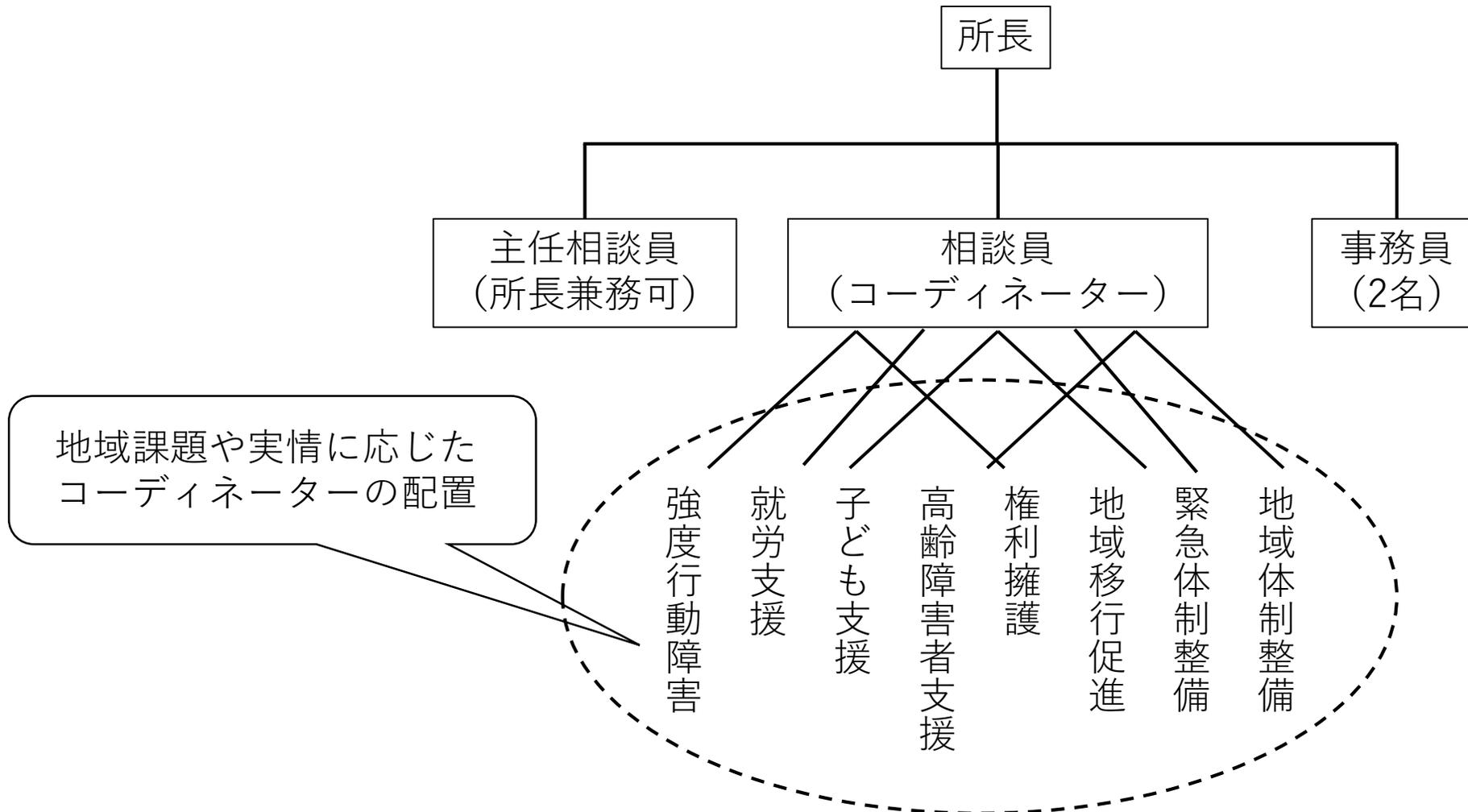
14.八王子市型基幹相談支援センターによって

- セルフプラン率が下がり、各サービス利用者が相談できる体制が構築される。
→ 困難ケースや緊急時対応ケース等により、障害者福祉課職員が調整に時間を要すが、相談体制があることでスムーズな調整を行うことができる。
- 市民が「どこ」に相談をすればいいか明確化される
- 既存の地域資源の関係性が構築され、障害者一人ひとりへ適したサービスの支給が可能となる。

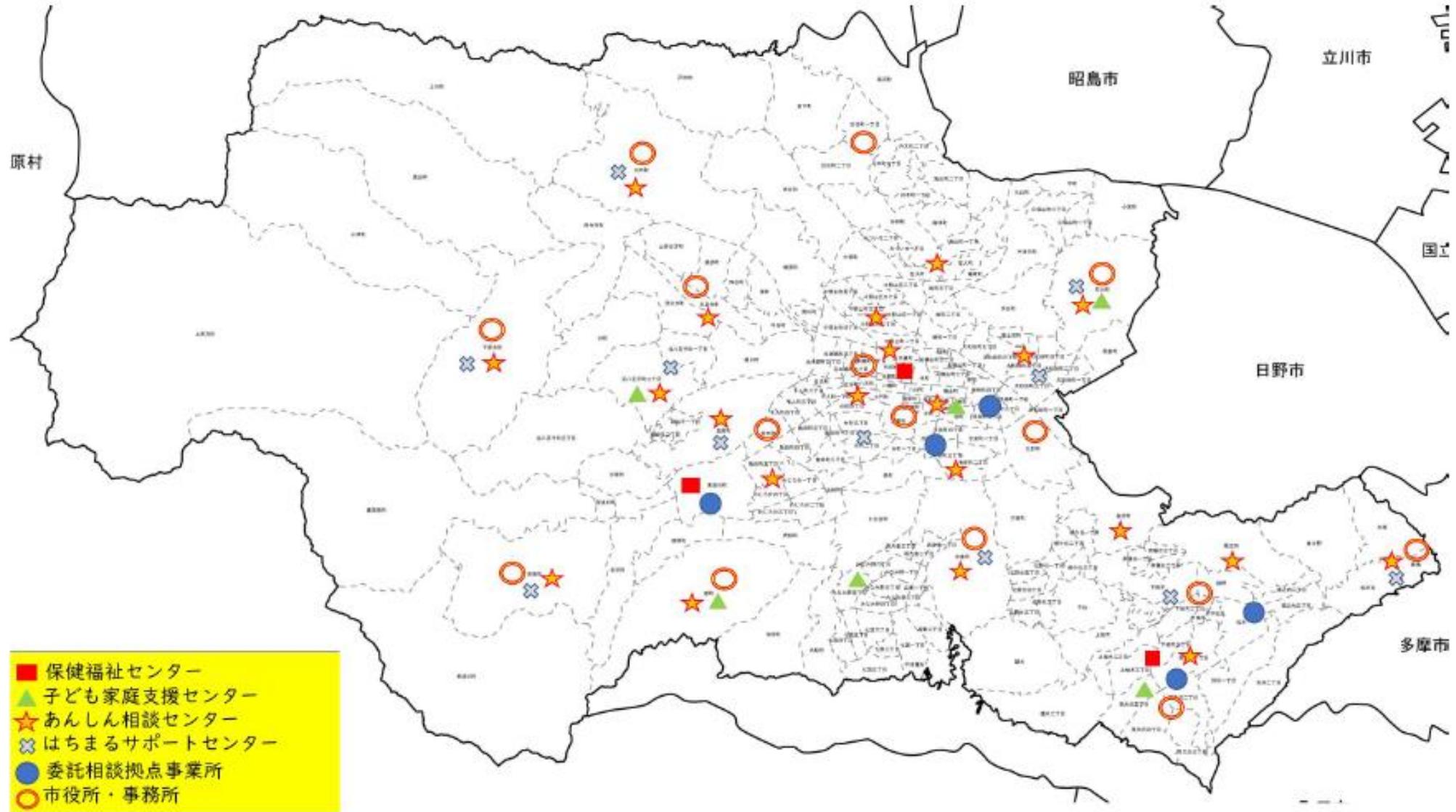
障害のある方の住みやすいまちを作るための中枢機関

有事の際に、職員が最低限の人数で対応が可能となる

15.八王子市型基幹相談支援センターの組織図



〈参考資料②〉その他市内各種相談窓口所在地



〈参考資料③〉八王子市自立支援協議会

- 自立支援協議会
- 就労支援部会
 - 下部会……就労移行支援事業所連絡会
- 子ども部会
 - 下部会……放課後等デイサービスワーキング、医療的ケア児ワーキング
- 地域移行部会
 - 下部会……個別推進会議
- 地域継続支援部会
 - 下部会……日中支援事業所連絡会、グループホーム事業所連絡会、相談支援事業所連絡会、相談支援の在り方検討会、委託・拠点連絡会議
- 権利擁護部会

〈参考資料④〉既存の市内障害部門相談支援体制

- 就労

八王子市障害者就労・生活支援センター ふらん(障害者就労支援事業)

- 高次脳機能障害

八王子市高次脳機能障害者相談室はっぱ(高次脳機能障害者支援促進事業)

- 発達障害児

島田療育センターはちおうじ 発達障害児支援室(からふる)(発達障害児支援事業)

すぎな愛育園・すぎな愛育園きらきら(児童発達支援センター)

- 障害児・家族支援

若駒ライフサポート(自立サポート環境整備事業)

- 訓練・相談

八王子市心身障害者センター(武蔵野会)

- 居住支援

地域生活支援センター あくせす

- 医療的ケア児

島田療育センターはちおうじ(医療的ケア児等コーディネーター事業)

一般社団法人シーズ(医療的ケア児等コーディネーター事業)

〈参考資料⑤〉これまでの八王子市相談支援体制構築の取組

事業名	事業開始年月	事業内容	その他
八王子市障害者相談支援事業	平成8年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用等に関する支援 ・障害や病状に関する支援 ・健康、医療に関する支援 ・不安の解消、情緒安定に関する支援 ・保育、教育に関する支援 ・家族関係、人間関係に関する支援 ・家計、経済に関する支援 ・生活技術に関する支援 ・就労に関する支援 ・社会参加、余暇活動に関する支援 ・権利擁護に関する支援 	
八王子市障害者地域生活支援拠点事業	平成28年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害者(児)の地域生活支援を促進する観点から、障害者(児)が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、国が示した「地域生活支援拠点等」として市が整備した体制により、様々な支援を切れ目なく提供し、もって障害者福祉に係る支援を積極的に推進していく。 ・地域生活の継続並びに施設入所者及び入院患者の地域移行の促進を図るために、公的な福祉サービスだけでは生活が困難な障害者の実例を把握するとともに、下記の業務を行う。 ・相談 ・緊急時の受け入れ、対応 ・体験の機会、場 ・専門的人材の確保、養成 ・地域の体制づくり 	
八王子市障害者地域生活支援拠点事業の機能強化	令和4年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・上記内容を、地域の事業所が機能を分担することにより、「面的」な支援体制を構築する。 ・本事業の支援体制を強化するため、支援者への助言やスキルアップ、ネットワークづくりを目的にコーディネータを配置する。 	「八王子市障害者地域生活支援拠点事業」により「面的」支援体制整備が構築されなかったため、強化する枝葉事業

〈参考資料⑥〉地域生活支援拠点事業について

- 目的

障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害者(児)の地域生活支援を促進する観点から、障害者(児)が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう(居住支援)、様々な支援を切れ目なく提供し、もって障害者福祉に係る支援を積極的に推進していくことを目的とする。

地域生活支援拠点事業所(委託)

支援を必要とする者の把握や地域資源につなげていくためのアセスメント、地域の支援事業所への紹介・移行を推進していく。
また、緊急時の対応やそのための地域体制の整備を行う。

地域生活支援拠点コーディネーター



基幹相談支援センター設立後はそちらで対応予定

障害分野ごとに特化したコーディネーターにより地域支援体制の構築やスーパーバイズを行う

地域生活支援協力事業所

地域生活支援拠点等とは」に示した目的を達成するため、地域生活支援拠点事業所(委託)や地域生活支援拠点コーディネーターやその他地域生活支援拠点協力事業所等と連携を取り、各サービスの規定に則り、支援を行う。